

SDGs ビジネス創出支援事業 仕様書

【事業名称】 SDGs ビジネス創出支援事業

【履行期間】 契約締結日～令和7年3月31日（月）

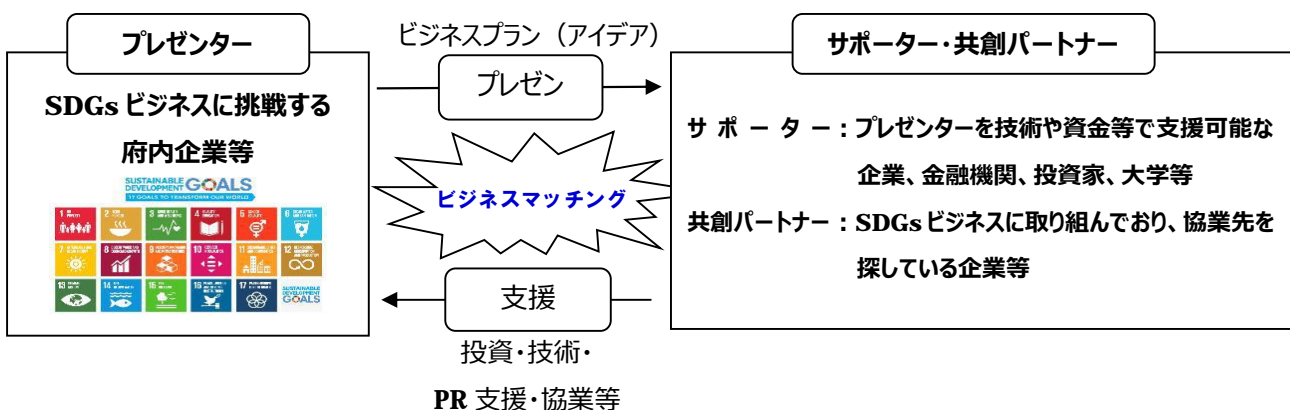
1 事業趣旨・目的

SDGs は、2015 年に国連が採択した、国際社会全体で解決に取り組むべき社会課題であり、2030 年までに達成すべき 17 の目標が設定されている。国連持続可能な開発委員会によると、SDGs における 2030 年の世界の市場規模は年間 12 兆ドルと試算されており、あらゆる分野の民間企業にとってビジネスチャンスとなりえるもの。

そこで、大阪府では、SDGs の達成に貢献するビジネスを「SDGs ビジネス」として、営利を目的とする本業でこれに挑戦する府内企業がビジネスチャンスを獲得できるよう本事業を展開し、オープンイノベーションや共創により SDGs ビジネスが次々と生まれ育つ大阪をめざしている。

令和6年度はSDGs万博とも呼ばれる大阪・関西万博を機に、大阪のSDGsビジネスを一層広げていくために、大阪におけるSDGsビジネスやその支援に関する現状と今後の展望について調査し、令和7年度以降の大阪におけるSDGsビジネス支援のあり方について検討するとともに、調査結果も踏まえたより効果的な形式により、SDGsビジネスの創出に向けたマッチング支援及波及促進に取り組む。

(事業全体のイメージ図)



2 委託業務の内容

(1) 令和7年度以降のSDGsビジネス支援のあり方検討に向けた調査

大阪における①SDGsビジネスの現状②その支援となる民間の様々な取り組み、及び民間による②の今後の拡大に向けた展望を調査し、報告すること。

【提案を求める事項】

・大阪における①SDGsビジネスの現状②その支援となる民間の様々な取り組み、及び民間による②の今後の拡大に向けた展望について調査するにあたっての考え方と手法

(2) SDGs ビジスマッチング支援業務

① (1) における調査結果も踏まえ、**SDGs** ビジネスに挑戦する府内企業（以下「プレゼンター」という。）が、サポーター※¹や共創パートナー※²（以下「サポーター等」という。）に提案等を行うマッチングイベントを、食の関連分野を含む2つ以上のテーマを設定し、令和6年12月までに大阪府内で開催すること。

※1…プレゼンターを技術や資金等で支援可能な企業、金融機関、投資家、大学等

※2…SDGs ビジネスに取り組んでおり、協業先を探している企業

【過去のテーマ設定の一例】

「脱炭素」「いのち・くらし」、「公的支援」「資金調達」（支援内容別）、

SDGs の17ゴールを幾つか括ったテーマ

② マッチングイベントを広くPRしプレゼンターやサポーター等を募集・発掘すること。

・マッチングイベントで設定するテーマに応じて、令和5年度事業のサポーター等に加え、受託事業者のネットワーク等を活かして、さらなるサポーター等を発掘すること。

・プレゼンターやサポーター等の募集・発掘の一環として、SDGs への貢献を掲げる大阪・関西万博の、大阪ヘルスケアパビリオン「リボンチャレンジ※³」実施主体に働きかけ、SDGs ビジネスに意欲的と期待されるリボンチャレンジ参加・出展企業から発掘すること。

・マッチングイベントのPRのために、令和5年度に作成したWEBサイト※⁴を引き継ぎ、運営すること。

※3…大阪ヘルスケアパビリオンの「展示・出展ゾーン」への出展をめざす中小企業・スタートアップを支援する事業企画。14企業・団体の26件が認定されている。

※4…Web サイト制作ツール「STUDIO」により作成（<https://studio.design/ja>）。大阪府より編集・管理のためのアカウントを提供しますが、ライセンス料等Webサイトの運営等にかかる費用は受託事業者の負担とします。

③ マッチングイベント時の商談やイベント後の交渉等が活発化するよう、個別の伴走支援も含めて事業を運営し、令和6年度事業における事業化着手件数（商談後、今後事業化の可能性のある状態）が20件以上となることを目標に企画・実施すること。

【留意事項】

・受託事業者は、マッチングイベント開催に係る一切の業務（日程調整、会場管理者との調整、開催通知、会場設営、音響、プロジェクター等必要な機材の設置、当日の受付等及びオンライン開催を行う場合のWeb会議システムの他必要なもの）を行う。会場については、契約締結後に大阪府と協議して決定する。

・受託事業者が用意する会場でのイベント開催を提案する場合、必要な会場借上料は、受託事業者にて負担すること。

・個別の伴走支援等にかかる一切の業務（日程調整、会場の確保及び管理者との調整等）を行う。受託事業者が個別の伴走支援に要した経費のうち会場使用料及び交通費の実費は、あらかじめ支援先企業（プレゼンター）等に提示して了承を得た場合に限り、当該企業等から応分の負担を求めることができる。ただし、当該収入を委託業務の財源に充てることはできない。

【提案を求める事項】

・プレゼンターやサポーター等を効果的に呼び込むことができる、マッチングイベントの企画内容について、イベントのPRやプレゼンター・サポーター等の募集・発掘の手法と併せて具体的に提案すること。また、テーマ設定理由やマッチングイベント開催回数も含めて、企画提案の根拠を示すこと。

・大阪・関西万博の大阪ヘルスケアパビリオン「リボンチャレンジ」実施主体や参加・出展企業の募集・発掘の手法について、具体的に提案すること。

・イベント時の商談やイベント後の交渉等が活発化し、目標とする事業化着手件数を達成できるような事業運営の手法について、具体的に提案すること。

(3)SDGs ビジネスの波及促進業務

(1)における調査結果も踏まえ、マッチングイベントに参加した府内企業が取組む SDGs ビジネスの事例を活用し、府内企業の SDGs ビジネスへの新たな挑戦を喚起する取組みを実施すること。なお、当該年度の SDGs ビジネスの事例以外に、府から過去 3 年分の事例を提供する。

【取組みの一例】

- ・SDGs の 17 のゴール毎にビジネスモデルとして分かりやすく整理（マッピング）、それぞれが関連するゴールを一目で分かるよう一覧性をもたせた「SDGs ビジネスマップ」を作成。
- ・提案事業者のネットワークや SNS 等を活用し、府内企業の取組みを広く発信。

【提案を求める事項】

- ・SDGs ビジネスへの新たな挑戦を喚起するための SDGs ビジネスの波及促進手法について、具体的に企画・提案すること。

3 事業実施に関する基本的事項等

(1) 事業の分析・評価の実施等

各業務実施後に実施内容（概要、参加者等）を報告書に取りまとめるとともに、参加者等にアンケート調査を実施し、商談状況などについて分析した結果を大阪府に書面で報告すること。

(2) 事業実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

なお、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容、支援結果等に関する情報を蓄積し、大阪府と共有すること。

【提案を求める事項】

- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（プレゼンターやサポーター等を発掘できるネットワーク、過去 3 年内の類似する主催イベントの集客等の実績、SDGs ビジネスに関するコンサルティング等類似の運営実績、専門知識や経験など精通したスタッフの有無など業務を確実かつ効果的に実施するための事業実施体制）を提案すること。
- ・令和 6 年度の事業全体の年間スケジュールを提案すること。
- ・その他、本事業を効果的・効率的に実施するための取組みを提案すること。

4 委託費の上限

委託費の総額は 3, 0 4 8 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 委託事業の一般原則

- (1) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

6 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後 5 年間保存するものとする。

7 委託事業の報告

受託事業者は、契約締結後、必要に応じて、委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告するものとする。

なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。

また、事業期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と大阪府との間で再度協議した上で、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書は、紙媒体に加え、電子媒体（**Word** 形式及び **PDF** 形式、**CD-ROM** 等 2 枚）も提出すること。
なお、報告書の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。